

3 課題・取り組みの要望等

* ここでは、身元保証人等の表記について、会員の記述をそのまま表記しています。（「身元保証人等」と統一していません）

* 数字は同意見の数

大項目	中項目	内容
相談・周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保証人」について相談する場がない ◆ 保証に関する理解や周知の場が不足している <ul style="list-style-type: none"> ◇ 相談する場がない ◇ 「住まう」権利について理解を促進する取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保証人がいないことを理由に入院・入所を拒むことは違法であることを再度周知 ◇ 行政及び不動産業者の支援対象者に対する理解促進 ◇ 保証人等について何かあった時に、相談する場所があるのか。どこに相談すればよいか。相談機関の周知 ◇ 住民の理解という部分でまだまだ課題がある。地域の方も参加しやすい形で研修等をお願いしたい。 ◇ 「住まう」ことにも権利があるという理解の促進する取組み ◇ 家族、親族との良好な関係を保つ必要があることを啓発していく。
マニュアル・仕組み作り	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保証」の課題を広く協議する場が必要 ◆ 「保証人」がいない場合の対応マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保証人がいない場合の対応について「協議」する場が必要 ◇ 保証人がいない場合の対応のマニュアル化。 ◇ 保証人の代替え制度 ◇ 保証人がいなくても入居できる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 医療機関、介護施設、行政、民間等で、保証人がいない人の対応について協議する場を作ってほしい。できればマニュアルを作成してもらいたい。 ◇ 身寄りがない人に対しての最終的な保証人制度が行政システムの中になく自己責任になっている。生活保護利用をしなくとも自治体ごとに保証システムを作れる環境が必要と思われる。 ◇ 身寄りがいない高齢者や障害者（知的・精神）が施設やアパートを探す際に身元保証人や身元引受人の設定を要求されるが、単身であったり、家族が居ても縁を切られているケースでは入所や入居は難しい。民間の保証協会等の利用や、保証人不要の施設の評判を聞くと良い評判が聞こえてこないため、利用をためらう。 身寄りのない人の死亡時の対応を行政頼みにするばかりではなく、単身世帯が増えている現状を考えると、個人に保証を求めるのではなく、保険制度の様な仕組みで加入者の医療同意や死後の対応などに対する本人の希望を登録して、それを社会全体で共有できるようなシステムをつくる必要があると考える。 ◇ 保証人となることができる公の専門機関、専門職の設立 6 ◇ 今後急速な少子高齢化、親族関係の希薄化で人的担保に限界が生じることは予測されるので何らかの施策、セーフティネット機能は喫緊の課題だ。 ◇ 契約書による保証人ではなく、支援機関や専門職による支援及び、住民の理解による見守りなどにより、包括的な支援体制を組むことにより居住を確保できるように取り組んでいく必要がある。 ◇ 保証人に対する救済措置や代替え制度の創設 4 ◇ 亡くなった後の雑多なこと（手続きや片付け等）を考えると保証人が必要なのはおかしいという訴えだけでは駄目。代替サービスがあるのならばその啓発も必要であるし、ないのならば適正な料金や仕組みの検討も必要と思う。

		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉的な支援が入ることで、身元引受人がいなくても、入居できる住宅などの仕組みがあると良い。緊急時の対応などができる仕組みの整備も必要と思われる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">包括的支援・ネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「入居」だけではなく生活を丸ごと支援する体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住まい確保後の支援も重要。 ◇ 定期的な見守り、生活実態が把握できる支援体制 ◇ 保証人がいないことで望む生活が送れないことを避けるための関係者間の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住まいを確保したあとの支援が重要。 ◇ 本人にとって一資源であるため、役割を明確化し、本人にとって包括的に連携し支援ができる体制づくり。 ◇ 入院、入所に際して保証人等が求められると、困るケースは多々ある。関わりたい人がいるケースに関しては良いが、全くいない、居ても関わりが弱い、関わりを希望していないケースに関しては、受け入れの際に医療同意や支払、身元引き受けの策を包括支援センター等が関わって、一緒に整理して欲しい。 ◇ 短期的な問題（入居・入所）が解決した後も、定期的な見守り等により生活実態の把握ができる支援体制 ◇ 障害のある方の親亡き後を考えた取り組み。ご家族、ご親族がいなくてもご本人らしい生活ができるという保障は必要である。成年後見制度の促進も課題だと思う。医療関係者ともっと連携を図り、ご本人の権利を守るための後見について一緒に考える機会が必要ではないか。ご本人の言っている言葉が全てではないという知的障害や精神障害の方の意思決定支援の保障がされなければならない。ただ、失敗する権利もある。そこをチーム支援でどう支えていくかを皆で考えていきたい。 ◇ 保証人がいないことが原因で生活の場に制約ができ、望む生活が送れないことを避けられるように関係者間で共有を行ってけると良い。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根本的問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保証人」に求める内容の整理 ◆ 保証人がいなくても権利が守られる社会に <ul style="list-style-type: none"> ◇ そもそも保証人が必要な状況の変革 ◇ 施設や病院が求める身元保証の内容の明確化 ◇ 「保証人」と「保証」する内容の法制度的な明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉施設等で、形式的な保証人等に拘り、親族が不在、または高齢で対応が難しいと判断されると入居を敬遠される場合あり。 ◇ 市町村にも保証人の権限がない。何を保証するのも曖昧・家族関係が希薄になり、保証人になってくれる家族がいない。 ◇ そもそも保証人が必要な状況の変革 ◇ 施設や病院が求める身元保証の内容の明確化が必要 ◇ 保証人が不在でも住まう権利が保障されるようにすること ◇ 高齢者の保証人問題 2 ◇ 身寄りがない人が圧倒的に増えてきているので、一律に保証人をたてるのは困難・仕組みと制度の決め事が必要と感じる。 ◇ 窓口がころころ変わることも困る。 ◇ 保証人の有無、人数、年齢制限等。保証人制度の緩和・保証人＝キーパーソンではないこと ◇ 保証人会社さえ対応が出来ないケースがあった場合に、通常で入居に伴う契約では保証人を必要とするものがほとんどの現状 ◇ ケアマネ等が家族代わりとさせられること。医療同意や身元引き受け、24時間365日対応など ◇ 「保証人」を立てることが慣例化した経過についての確認・検証・「保証人」と「保証」する内容の法制度的な明確化 ◇ 保証人について利用者側、施設側どちらも「どの程度の権利がある

		<p>のか」を把握出来ていないのではないかと感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 誰が保証人になるのか。(特に後見類型に該当しない方) ◇ 保証人となった際の責任と行為についてトラブル(訴訟含め)が発生した際にどこまで対応するか。 ◇ 元々、身元引受人がおらず、施設入所であったが、地域に移行する際に身元引受人がいなかったため地域移行に移れない事例。
成年後見	<p>◆ 成年後見人は身元保証人の代替</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見人が担わざるを得ない現状。 ◇ 成年後見人で保証人を担えると考えている人が多い事実 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 主に身寄りのない方等の身元保証人がいない場合に施設入所等が難しいことを理由に身元保証人に代わり、成年後見制度を利用しているケースがある。しかし、例えば①本意でない財産管理権や代理権の付与もありうる点、②成年後見人等は債務保証はできない点、③判断能力がある方は成年後見制度の利用ができない点で不利など、成年後見人等が根本的な解決策ではない。 ◇ 家族関係が希薄化している中で保証人がいないケースが増えている。それを成年後見人等で対応できると考えている人も多く、成年後見人が本来できないはずの保証人にならざるを得ないことも多くある。 ◇ 成年後見人を立てたいが、資産もなく知的障害も有、身上監護が大変な方。資産がなくとも後見人を立てやすくするため、報酬の確保とそういった対象者が地域に移行しやすくなるよう、行政を巻き込んだソーシャルワークに取り組んでほしい。
あんしん創造ねっと	<p>◆ 保証人の代替制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 制度の周知、利用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公営住宅の保証人問題は長野県社協を中心として取り組んでいる「あんしん創造ねっと」の利用ができるよう長野県下全市町村が取り組んで欲しい。 ◇ 長野県社協のあんしん創造ねっと等の安価で利用できる保証人制度を、民間住宅および、県営住宅、市営住宅でも使えるようにして欲しい。 ◇ 利用拡大要望、制度周知
公営住宅	<p>◆ 「公営」住宅の入居が排除されない仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保証人の条件が厳しい ◇ 福祉制度等の利用者は特に公営住宅の入居を可能に ◇ 公的な物件であるなら公の責任のもと貸し出す 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 身元保証人の2名を決めることは大変条件が厳しい。保証人は1名でも良いような条件緩和をお願いしたい。2 ◇ 保証人のうち1名は市内という条件が難しいのではないかと。 ◇ 保証人の在り方について、公営住宅への周知等 ◇ 公営住宅の場合、保証人をたてられないことや、税金の滞納があるときに入居できない。また、公営住宅間の転居も出来ないため、民間アパートに転居せざるを得ず、家賃を滞納し、強制退去になるリスクがある。 ◇ 公営住宅の保証人について。周囲のサポートがあれば1人暮らしが可能な方はいらっしゃるのでは、その場合には柔軟にむしろ優先に利用させていただきたい。そもそもご本人もご家族もお金がないのだから、社会的な支援の提供をお願いしたいと思う。 ◇ 福祉制度等利用の方については特に、公営住宅への入居については可能になってほしい。 ◇ 成年後見制度の活用で、身元保証人なしで入居できるようになればと思われるが、その可能性を検討してみたい。

		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 柔軟に対応可能な部屋を設けるなど工夫が必要 ◇ 公的な物件であるならば、公が責任のもと貸し出す。又民間物件ならば公な機関が保証をするか、入居に退去にかかる費用をあらかじめ徴収できる制度が必要。
賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者等、保証人不在が今後増加 ◆ 新たな保証制度の検討 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者の保証人問題 ◇ 公的な保証制度の確立が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ まず貸主側が不利益にならないことを前提に考える必要がある。 ◇ 高齢者の保証人問題、保証人が高齢者の場合もある。 ◇ 賃貸住宅の更新問題 ◇ 公的な保証制度の確立が必要
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住まいの定住と就労の関係性 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会的に関係が薄い方に対して、保証人はハードルが高い。また、そういった方で低所得、困窮状態に陥っている方が公営住宅への入居が困難になってしまい、住み込みの仕事を探さざるを得ない状況がある。本来であれば、住居を確保し、本人に合わせながら就労支援を行っていくことがその後の自立への安定につながるが、緊急的な対応として本人が望む仕事に就けず、定着が図られないケースがいくつか存在する。「住まう」以外にも、就労でも保証人が必要。身元保証の制度も期限があったり、保証決定までに時間を要してしまう。DV 被害者が就労するとき、特に正規雇用など条件が良い就労ほど、保証人問題が課題となるケースが多い。
施設入所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保証人」に求める内容の整理（再掲） ◆ 保証人の代替制度の検討 ◆ 厚労省令（保証人がいないことで拒んではいけない）の徹底が図られているかの検証 ◆ 施設をサポートする仕組み <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保証内容の整理、明確 ◇ 「保証人」の代替案、方策の定期 ◇ 厚労省令により、施設は身元保証人がいないことで入所を断ってはならないとされているはず。これが徹底できていないことの問題提起 ◇ 施設側をサポートする仕組みも必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設や病院が求める身元保証の内容の明確化が必要 ◇ 直接の身内が保証人ではない（身内と疎遠も含め）ケースが増えているが、入居の際は身元引き受けとしての側面が大きいいため、契約の時点で何処まで関わって頂けるか確認と同意が必須になっている。 ◇ 受入れる側としては保証人がいると安心。保険者や社協、後見人などのバックアップ体制があれば安心。 ◇ 医療機関と施設の対応に差がある。 ◇ 施設入居側は、利用料金の保証と病院や看取り時の対応の確認等を行ってもらえると、受入側としてのハードルが低くなる。 ◇ 施設入所において、身元引受人になる親族がいない場合は、市町村の責任で後見人を付けて欲しい。また、医療同意についてどうするかも検討した上で、入所して欲しい。（入ってから考えるのは施設にとってリスクが高い） ◇ 施設側は身元保証人の責任内容が明確にされていないケースが多いように思われる。契約の際、相談員に聞いても不明瞭で、上層部に確認しますとの返事があったことがある。今回の調査の結果、この点に関係機関（弁護士会、施設関係者等）と共同で役割の明確化が整理できればと思う。 ◇ 施設側ないし貸主側にとって、「保証人」が“いた”ことで現実課題の解消に“役立った”事例の有無また検証。 →「保証人」を立てざるを得ない施設等の側の状況はどうか。それに替わる方法はないか。施設側事情を解消する策を探る方向からの検討も深められるとよいと思う。便宜上形式上また慣習的に「保証人」を

		<p>立てることの代替案、方策が提起できれば。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特養入所に関しては、介護保険制度施行後の契約書の「身元引受人」欄はなくなり、「残留物引取人」となったことから、後見人が選任されたら、死後事務までお願いしたい旨の話し合いを行い同意を得れば、入所を断る必要はないと理解し実践してきた。同じ方法が他施設でなぜとれないのか疑問である。 ◇ 施設入所に対する公的な身元保証制度が充実してほしい。 ◇ 特養のケースワーカーをしていた際、措置の時代に入所した身寄りのない方々は施設長が身元引受人となり入所されていたが、亡くなられた後の対応に苦勞。どの方も生活保護を受給されていたため、最終的には市の福祉課が関わり、こちらで火葬の手配を行ない、市の無縁仏の納骨堂に入られた。今後、死後に親族による支援の受けられない方は増加していくと思われる。民間の身元保証サービスが出てきているが、トラブルの話もよく聴く。今後の単身者の増加、親族関係の希薄化、多死社会を迎えるにあたり、ある程度基盤のしっかりした身元保証に関する制度が必要と感じる。成年後見制度を利用して施設へ入所している方もいるが、医療同意が出来ない、被後見人の死とともに後見契約も終了など、施設は受け入れに消極的になる可能性を感じる。 ◇ 本来、権利を守るはずの福祉施設が理解できていないこと。 ◇ 施設にこのような相談がないことについて、アクセスができないと考えられる。社会福祉士のいる施設や相談できる施設などを伝える仕組みがあれば良い。
医療	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療における保証人がいない場合の仕組みの検討 ◇ 医療でも「保証人」がいない場合の仕組みの検討が必要 ◇ 医療同意がとれない場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 親族の医療同意は必要とせず、客観的に最低限必要と思われる治療を医師の判断で行うことを法的に認めることが必要 ◇ 親族同意が取れない際の対応 ◇ 入院治療を必要とする方が保証人等がいないことで病院側からスムーズな入院を阻まれることがあることから、「医療を受ける」ことについてもそういった仕組みが必要と感じている。
民間身元保証サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身元保証ビジネスに関する実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 身元保証ビジネスに関する実態調査が必要ではないか。これに安易に乗っかろうとする機運があるようにも思われ、心配である。 ◇ 民間の身元保証業者については、高額な費用を前金で支払う必要性、十分な監督機能、破産等による契約不履行、低所得の方の受け皿にならない点など課題や不安な点が山積していると感じる。
生活保護・行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 措置における保証の壁の把握 ◆ 居住支援を福祉支援として捉える ◇ 措置ができる施設（特別養護老人ホーム等）でも保証人ありきで入所を調整する ◇ 措置対象でも保証人が求められる現状 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活保護基準を超える資力があり身寄りがいない方が不利益を被ることのないような制度が必要 ◇ 措置ができる施設（特別養護老人ホーム等）でも保証人ありきで入所を調整する。市町村の役割の明確化 ◇ 生活保護世帯の入居保障を福祉事務所では負えないこと。 ◇ 高齢化する社会において、血縁者が亡くなっていることは予測されることであり、社会的な課題と考えている。賃貸契約における保証人となる人がいないために住むところを探すこともできない状況に陥る事象に対して、行政がしかるべく親族調査をするなどして対応してほしい ◇ 住宅も福祉の一環と捉えて、行政の意識を変える事が最優先。公営

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村の役割の明確化 ◇ 住宅も福祉の一環と捉える ◇ 行政の意識を変える事が最優先 	<p>住宅に住めずアパート生活となり、年金二級と貯金を切り崩して生活。2年ほど頑張り、厳しくなったため生活保護を相談すると、施設へ戻れないのか、との言葉を受けた。その場に支援者がいなければ、本人はそうせざるを得ないと考えたかもしれない。結局は生活保護になりましたが、住宅も入れず、好んでアパートに入ったわけでもないのに同じ行政からの言葉には担当としても憤った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都会に比べ「住まう」場所の種類や数も少ないように思うので、生活の基盤となる住居の確保ができる取り組みは必要
死後事務等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保証問題における死後事務の課題整理 ◇ 死後の事務についての周知 ◇ 死後事務の予算拡充 ◇ 保証問題と切り離せない課題 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家賃など資金的な保証だけでなく、身寄りのない人の死後の遺体の引取りや遺品の処分などについての具体的な法律や手段について、福祉従事者にわかりやすく周知してもらいたい。 ◇ 相続人がいない死亡者の死後事務を行政が行うのであれば、火葬埋葬や財産整理に関する費用や人件費の予算の拡充を図ることが必要と考えます。
社会福祉士会への取り組み要望・その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保証」の課題を広く協議する場が必要（再掲） ◆ 厚労省令（保証人がいないことで拒んではいけない）の徹底が図られているかの検証（再掲） ◆ 解決策を見出す活動を関係機関を巻き込んで推進 ◇ 養護施設を出た後の保証人の課題 ◇ この時代の保証のあり方について議論を深め、社会に投げかける。 ◇ 厚労省令により、施設は身元保証人がいないことで入所を断ってはならないとされているはず。徹底できていないことの問題提起。（再掲） ◇ 保証人がいない課題の解決策を見出す活動を行政・関係者・関係機関（弁護士会、施設側団体、厚労省など）を巻き込んで会として推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 養護施設を出た子どもが施設を出る時は支援があるが、その後は支援がなく身寄りがない人として住まいの確保等に苦労している。実態把握も含め取り組んでほしい。 ◇ 少子高齢化、単身世帯の増加等により家族機能を前提とした保証人ありきの制度は限界になってきていると思われる。これからの時代の保証のあり方について議論を深め、社会福祉士会としてのメッセージを社会に投げかけたい。 ◇ 実際の事例提供 2 ◇ 家族や地域との関係性の構築が、中々難しくなっていることや社会の風潮がそのことをよしとしているようにも感じます。支援の担い手として社会福祉士という専門職が、あらためて人間が生きる上で大切な「衣・食・住の充実」の中の大きな要素である「住まう」というのは、雨風を凌ぐためだけでなく、心や体をあたたかく包み休め、次の仕事や活動のための力を蓄え、心を元気にする必需品であることを真摯に考えていかなければいけないと考える。 ◇ 厚労省令により、施設は身元保証人がいないことで入所を断ってはならないとされているはず。これが徹底できていないことの問題提起と、その解決策を見出す活動を関係者・関係機関（弁護士会、施設側団体、厚労省、など）を巻き込んで会として推進する必要があると思う。 ◇ 判断能力がある方で身寄りがなかったり、薄い方がご自宅での生活が困難になった時の支援について ◇ 個人の力量不足と周囲の理解。（ただでさえ社会福祉士の役割が分かりづらく、何をしている人が周囲に理解されていないのと適する人材やスーパーバイズできる人材が身近にいない場合は個人の力量に偏ってしまっている現状があるため）